議案第６５号

京田辺市火災予防条例の一部改正について

京田辺市火災予防条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和８年１１月２７日　提出

京田辺市長　　上　村　　崇

（提案理由）

本件は、火気器具の周囲に設置される排気ダクトに起因する火災の発生状況等を踏まえ、排気ダクト等の管理に関する規定について所要の改正を行うため、提案するものである。

京田辺市条例第　　号

京田辺市火災予防条例の一部を改正する条例（案）

京田辺市火災予防条例（昭和３７年京田辺市条例第２３号）の一部を次のように改正する。

第１８条に次の１項を加える。

３　液体燃料を使用する調理に用いる器具にあっては、第１項に規定するもののほか、その周囲において使用する排気ダクト、グリス除去装置等に油脂等が付着しないように適切に管理を行わなければならない。

第１９条に次の１項を加える。

３　固体燃料を使用する調理に用いる器具については、前２項に規定するもののほか、前条第３項の規定を準用する。

第２０条に次の１項を加える。

３　気体燃料を使用する調理に用いる器具については、前２項に規定するもののほか、第１８条第３項の規定を準用する。

第２１条に次の１項を加える。

３　電気を熱源とする調理に用いる器具については、前２項に規定するもののほか、第１８条第３項の規定を準用する。

附　則

この条例は、令和９年４月１日から施行する。

京田辺市火災予防条例の一部を改正する条例（案）新旧対照表

改正案	現　行	改正理由
（液体燃料を使用する器具） 第１８条　（略） ２　（略） ３　液体燃料を使用する調理に用いる器具にあっては、第１項に規定するもののほか、その周囲において使用する排気ダクト、グリス除去装置等に油脂等が付着しないように適切に管理を行わなければならない。 （固体燃料を使用する器具） 第１９条　（略） ２　（略） ３　固体燃料を使用する調理に用いる器具については、前２項に規定するもののほか、前条第３項の規定を準用する。 （気体燃料を使用する器具） 第２０条　（略） ２　（略） ３　気体燃料を使用する調理に用いる器具については、前２項に規定するもののほか、第１８条第３項の規定を準用する。 （電気を熱源とする器具） 第２１条　（略） ２　（略） ３　電気を熱源とする調理に用いる器具については、前２項に規定するもののほか、第１８条第３項の規定を準用する。	（液体燃料を使用する器具） 第１８条　（略） ２　（略） （固体燃料を使用する器具） 第１９条　（略） ２　（略） （気体燃料を使用する器具） 第２０条　（略） ２　（略） （電気を熱源とする器具） 第２１条　（略） ２　（略）	排気ダクト等の管理基準追加に伴う改正 第１８条第３項追加に伴う改正 第１８条第３項追加に伴う改正 第１８条第３項追加に伴う改正